

日野市地域公共交通総合連携計画策定業務委託
企画提案評価実施要領

日野市地域公共交通会議

1. 委託業務

- (1) 委託名：日野市地域公共交通総合連携計画策定業務委託
(地域公共交通活性化・再生総合事業)
- (2) 業務内容等：別紙仕様書のとおり
- (3) 業務規模：500 万円（消費税込み）以下

2. 企画提案評価の実施

(1) 目的

本業務は、地域公共交通活性化・再生総合事業の認定を受け「日野市地域公共交通総合連携計画」を策定するもので、当会議の委員である首都大学東京助教吉田樹氏をアドバイザーとし、協働して業務を進めていくものです。

大学との協働業務を含む特殊性のある業務のため、通常の価格競争では適切な事業者選定が困難なため、企画提案評価により事業者を特定するものです。

(2) 企画提案を求めるテーマ

「日野市ミニバス・ワゴンタクシー路線網の再編成と運行形態のあり方について」

3. 参加資格及び技術者要件

(1) 参加資格は次のとおりとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ③ 東京都内に本店または支店等を設け、この本店または支店等が日野市の競争入札参加資格を有し、交通計画の指名参加登録をしていること。
- ④ 参加表明書提出日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。
- ⑤ 参加表明書提出日から特定までの間に、東京都内において指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。

(2) 配置予定の管理技術者の必要要件は次のとおりとする。

- ① 技術士（建設部門）「都市及び地方計画」または「道路」の資格を有すること。
- ② 都市計画または交通計画等の関連分野における業務経験が 15 年以上であること。
- ③ 公共交通に関する交通計画の調査・検討等の業務実績を 1 件以上有すること。
- ④ 平成 20 年 7 月 1 日現在（特定後未契約のものを含む）、全ての手持ち業務の契約金額が 5 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満であること。なお、手持ち業務は契約金額が 500 万円以上の業務を対象とし、特定後未契約のものがある場合は参考見積額とする。

4. 参加表明

(1) 本企画提案に参加する意思のある事業者は、参加表明書（様式 1 から様式 2-3 まで）を提出すること。

- ① 提出日時：平成 20 年 7 月 30 日（水）までの土・日曜日、祝日を除く毎日
午前 9 時から午後 5 時まで
- ② 提出場所：事務局（10. 担当部署参照）

③提出部数：1部

④提出方法：持参または郵送（当日必着）とする。

（2）記載内容に関する留意事項

様式	提出書類名	留意事項
1	参加表明書	・押印すること。
2-1	予定管理技術者の経歴等	・配置予定の管理技術者について、経歴等を記載する。
2-2	予定管理技術者の過去10年間の業務実績	・配置予定の管理技術者について、実績等を記載する。 ・平成10年度から平成19年度に完了した業務とする。
2-3	業務実施体制	・1社単独、設計共同体いずれの場合においても業務の分担について記載する。

5. 企画提案

（1）作成に関する留意事項

①企画提案は、調査、検討における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本要領において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

②企画提案書は様式3から様式6まで及び参考見積もりとする。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

（2）記載内容に関する留意事項

様式	提出書類名	留意事項
3	企画提案書	・押印すること。
4-1	業務実施体制	・配置予定技術者を記載する ・本業務に関わる予定の者全てについて、分担する業務内容・役割等を記載する。
4-2	技術者の経歴等	・管理技術者、担当技術者のうち代表1名について、経歴等を記載する。
4-3	予定技術者の過去10年間の業務実績	・管理技術者、担当技術者のうち代表1名について、実績等を記載する。 ・平成10年度から平成19年度に完了した業務とする。
5	業務の実施方針・業務フロー・工程表	・各項目について簡素に記載する。
6	テーマに対する技術提案	・本要領2.（2）に示したテーマに対する考え方、取り組み方法を具体的に記述する。
任意	参考見積	・本要領1.（3）に示した事業規模を超えないこと。

（3）本要領の内容についての質問の受付及び回答

①受付日時：平成20年7月31日（木）までの土・日曜日、祝日を除く毎日
午前9時から午後5時まで

②受付場所：事務局（10. 担当部署参照）

③受付方法：質問書（A4サイズ、様式不問）に質問内容、貴社名・担当部署・担当者氏名・電話番号・FAX番号を明記の上、ファクシミリで送信する。

④回答方法：質問があった場合、平成20年8月1日（金）に参加表明した全ての事業者にファクシミリで回答する。

（4）企画提案書の提出

①提出日時：平成20年8月6日（水）までの土・日曜日、祝日を除く毎日
午前9時から午後5時まで

- ②提出場所：事務局（10. 担当部署参照）
- ③提出部数：10 部
- ④提出方法：持参または郵送（当日必着）とする。
- ※提出期限を過ぎた場合、如何なる理由があっても受付しない。

6. 企画提案書を特定するための評価

提出された企画提案書は次の項目により評価し特定する。その結果は書面により各事業者に通知する。なお、平成 20 年 8 月 11 日（月）の発送を予定している。

（1）評価項目

技術者の評価	資格	技術士資格の有無
	専門技術	同種業務及び類似業務の実績 当該分野の従事期間
	専任性	手持ち業務の金額及び件数
業務の評価	業務理解度	目的、条件、内容の理解度 テーマに対する理解度
	実施手順	実施フローの妥当性
	実施手法	与条件との整合性 テーマに対する着眼点、問題点、解決方法等の内容
	実現性	提案内容を裏付ける類似実績の有無
コストの評価	妥当性	業務規模との妥当性

（2）評価にあたり、必要に応じてヒアリング等を行う場合がある。

（3）評価結果に関する問い合わせには一切応じない。

8. 委託契約の締結

特定された事業者と契約条件を協議の上、通知の日から 7 日以内に契約を締結する。なお、特定された事業者と日野市地域公共交通会議との契約締結となる。

9. その他

（1）企画提案書の作成及び提出に関する費用は参加者の負担とする。

（2）提出された書類は返却しない。

（3）参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として記載内容の変更を認めない。また、予定技術者の変更はできない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合は、同等以上の技術者に変更できるものとするが、当会議及び事務局長の了解を得なければならない。

（4）参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

10. 担当部署

日野市地域公共交通会議事務局

〒191-8686 日野市神明 1-12-1

日野市役所まちづくり部都市計画課交通政策係内

担当：原嶋、小俣、白井

電話 042-585-1111 内線 3131

FAX 042-583-4483

E-mail tosikei@city.hino.lg.jp